

## 三河港コンテナ助成金制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、三河港豊橋コンテナターミナルの利用促進を図るため、定期航路を利用してコンテナ貨物の輸移出入を行う荷主に対し、コンテナ貨物の輸移出入に要する経費の一部を助成し、もって三河港における利用量の継続的な増加を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「定期航路」とは、三河港における定期コンテナ航路であって、港湾管理者が定期航路と認めた航路をいう。
- 2 「荷主」とは、船荷証券等に記載された荷送人又は荷受人であって、国内に事業所を有する事業者（フォワーダー（貨物利用運送事業者）（以下、「フォワーダー」という。）を含む）をいう。
- 3 「申請年度」とは、荷主が助成金の交付申請を行う年度（4月1日に始まり翌年3月31日に終わる）をいう。
- 4 「新規荷主」とは、次のいずれかに該当する荷主をいう。ただし、単なる経由地の変更、船会社の変更、その他輸送経路の変更のみである場合は、新規荷主と認めない。
  - (1) 新たに三河港でコンテナ貨物の輸移出入を行う荷主
  - (2) 他港から切り替えて三河港でコンテナ貨物の輸移出入を行う荷主
  - (3) 三河港で輸移出入実績のない仕出港又は仕向港との間で輸移出入を行う荷主
  - (4) 三河港の利用量の増加に実質的に寄与すると三河港振興会会長（以下「会長」という。）が認めた荷主
- 5 「継続荷主」とは、次のいずれかに該当する荷主をいう。
  - (1) 申請年度に対応する暦年（当該年の1月1日から12月31日まで）における輸移出入（申請）本数が、その直前3年間（申請年度に対応する暦年の前年を基準として、その前年からさかのぼる3年間の各暦年（1月1日から12月31日まで。））に三河港コンテナ助成金制度で申請した本数の平均値（小数第一位を四捨五入。助成本数が0本の年を算入。）を上回る荷主
  - (2) 天災、感染症の流行、国際情勢の急変その他やむを得ない事情により輸移出入（申請）本数が著しく減少したと会長が認めた荷主
- 6 「県外貨物」とは、輸移出貨物のうち愛知県外でバンニングを行う貨物又は輸移入貨物のうち愛知県外でデバンニングを行う貨物をいう。
- 7 「大口輸移入貨物」とは、コンテナ船の寄港1回あたり30本以上の輸入又は移入を行うコンテナ貨物をいう。

### (助成の対象)

第3条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する荷主とする。

- (1) 三河港の定期航路を利用して、F C L (Full Container Load) でコンテナ貨物の輸移入を行うこと。
- (2) 新規荷主又は継続荷主であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)又は暴力団員等をその役員に含む法人でないこと。

2 助成の対象となる貨物は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規荷主が申請年度の前年度の1月1日から申請年度の12月31日までの間に輸移入を行うコンテナ貨物
- (2) 継続荷主が申請年度の前年度の1月1日から申請年度の12月31日までの間に輸移入を行うコンテナ貨物

(助成期間等)

第4条 新規荷主として助成を受けることができる期間は、前条第1項各号に該当する場合に限り、交付開始年度を含め3年度間とする。

(助成金の額等)

第5条 助成対象、助成金額及び上限数は、別表のとおりとする。

- 2 助成金の交付は予算額の範囲内とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合、超過部分については交付しないものとする。
- 3 前項に規定する場合において、受理日が同一の三河港コンテナ助成金交付申請書(様式第1号)(以下、「申請書」という。)に係る交付決定が複数あり、交付決定額の合計が予算額を超える場合の助成金額については、予算残額を按分して交付するものとする。

(交付申請)

第6条 新規荷主として助成を受けようとする者は、申請書に別に定める書類を添え、次の各号に掲げる期間に会長に提出するものとする。ただし、期間の初日が土曜日、日曜日、国民の祝日又はその他の休日(以下、「土日祝日等」という。)に当たるときはその翌日を初日とし、期間の末日が土日祝日等に当たるときはその前日を末日とする。

- (1) 第1期 申請年度の6月1日から8月31日まで
- (2) 第2期 申請年度の9月1日から11月30日まで
- (3) 第3期 申請年度の12月1日から1月31日まで
- (4) 第4期 申請年度の2月1日から3月15日まで

2 荷送人又は荷受人である場合、各期間に1回のみ申請書を提出することができる。ただし、複数のフォワーダーを通じて輸移入を行う場合はこの限りでない。

3 フォワーダーである場合、各期間に荷送人又は荷受人毎に1回ずつ申請書を提出することができる。

- 4 継続荷主として助成を受けようとする者は、申請書及び三河港コンテナ助成金実績報告書（様式第2号）（以下、「実績報告書」という。）に別に定める書類を添え、申請年度の1月31日までに会長に提出するものとする。ただし、期間の末日が土日祝日等に当たるときはその前日を末日とする。
- 5 助成を受けようとする者が新規荷主及び継続荷主の両方の要件を満たす場合は、そのいずれか一つを選択し、申請するものとする。
- 6 会長は、第1項又は第4項に基づく申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査するものとする。
- 7 審査の結果、要件を満たすと認めるときは三河港コンテナ助成金交付決定通知書（様式第3号）（以下、「交付決定通知書」という。）により通知し、不交付の場合は三河港コンテナ助成金不交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

#### （助成金の交付）

- 第7条 交付決定の通知を受けた者は、速やかに三河港コンテナ助成金請求書（様式第5号）（以下、「請求書」という。）を提出しなければならない。
- 2 会長は、請求書を受理した場合は、速やかに助成金を支払うものとする。

#### （助成金の返還）

- 第8条 助成金の交付を受けた者が虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した場合、会長は助成金の交付を取り消し、返還を命ずるものとする。

#### （加算金）

- 第9条 前条の規定により助成金の返還を命ぜられた者は、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を三河港振興会に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成金の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金に充てられたものとする。
  - 3 会長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

#### （委任）

- 第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附 則 この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月15日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

#### 別表（第5条関係）

	区分	貨物の種類	助成金額 ※3	上限数 ※4
新規荷主 ※1	輸出・移出	県内貨物	15,000円/本	150本/年度
		県外貨物	15,000円/本	
	輸入・移入	県内貨物	10,000円/本	
		県内貨物（大口輸移入貨物）	15,000円/本	
		県外貨物	15,000円/本	
		県外貨物（大口輸移入貨物）	15,000円/本	
継続荷主 ※2	輸出・移出	県内貨物	15,000円/本	
		県外貨物	15,000円/本	
	輸入・移入	県内貨物	10,000円/本	
		県外貨物	15,000円/本	

※1 他港から切り替えて輸移出入を行う新規荷主及び輸移出入実績のない港と輸移出入を行う新規荷主については、該当する新規貨物分のみを対象とする。

※2 継続荷主については、申請年度に対応する暦年（1月1日～12月31日）の輸移出入本数が、直前3年間の各暦年の申請本数の平均値を上回った場合において、その上回った本数（増加本数）のみを助成対象とする。

※3 フォワーダー（貨物利用運送事業者）については、区分及び貨物の種類にかかわらず、助成金額は1本当たり5,000円とし、同一コンテナについて荷送人及び荷受人との重複申請を認める。

※4 20フィートコンテナ及び40フィートコンテナは、ともに1本として取り扱う。